

茨木市地域行事開催等事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、地域自治組織が行う地域行事等に対し、市が補助金を交付することにより地域の住民相互の交流を図り、もって当該地域の生活文化の振興に資することを目的とする。

（補助対象）

第2 補助の対象となる事業は、茨木市地域自治組織の登録に関する要綱（平成25年6月18日実施）に基づき地域自治組織として登録された団体（以下「地域自治組織」という。）が実施する次に掲げる事業（第3において「地域行事開催等事業」という。）とする。

（1）地域行事開催事業

（2）地域情報発信事業

2 当該地域自治組織は、前項各号に掲げる事業の全てを実施しなければならない。ただし、天候の不良その他やむを得ない理由により実施できない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、茨木市スポーツ大会関係事業補助要綱（平成17年4月1日実施）及び茨木市公民館区事業補助要綱（平成17年4月1日実施）による補助金の交付を受けた同項第1号に掲げる事業については、この要綱による補助の対象としない。

（補助対象経費）

第3 補助の対象となる経費は、地域行事開催等事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

（1）報償費（実技指導者謝金等）

（2）需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費等）

（3）役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）

（4）委託料（会場設営委託料等）

（5）使用料及び賃借料

（6）備品購入費

（補助金額）

第4 補助額は、補助対象経費の当該年度の合計額に相当する額とする。ただし、別表により算出した額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市地域行事開催等事業補助金交付

申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

（補助金の交付決定）

第 6 市長は、第 5 の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市から茨木市地域行事開催等事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第 7 第 6 の補助金交付決定通知書を受けたものは、第 11 の規定による補助金の額の確定後、茨木市地域行事開催等事業補助金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、概算払の必要があるときは、補助金の交付決定後、茨木市地域行事開催等事業補助金概算払交付請求書（様式第 4 号）により、概算払の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第 8 市長は、第 7 の規定による補助金の交付請求を受け付けたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（変更の申請等）

第 9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第 5 に準じて茨木市地域行事開催等事業補助金交付変更承認申請書（様式第 5 号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第 6 に準じて決定の内容を変更し、茨木市地域行事開催等事業補助金変更承認通知書（様式第 6 号）により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第 7 に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

（実績報告）

第 10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市地域行事開催等事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市地域行事開催等事業補助金確定通知書（様式第8号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の返還）

第12 第11の補助金確定通知書を受けたもののうち、第7のただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けたものは、既に交付を受けた概算額がその確定額を超過している場合は、指定された期日までに超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第16 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

（3）市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

（4）当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

（5）その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第17 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市地域行事開催等事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式がある場合には、令和2年度に限り所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和4年6月2日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式がある場合には、令和6年度に限り所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第15の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表（第 4 関係）

補助対象事業	補助額（円）	
地域行事開催事業	地区レクリエーション	50,000円＋人口割
	ふるさとまつり	40,000円＋人口割
	文化展（祭）	68,000円＋人口割
	体育祭	190,000円＋20円×人口割
地域情報発信事業	60,000円＋人口割	
		＋充当金

備考

- 1 人口割とは、補助を受けようとする年度の前年度の 9 月 30 日を基準とした校区の人口の数に 1 円を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。
- 2 充当金は合計 9 万円を上限として、申請者が各事業に割り当てることができるものとする。
- 3 各補助対象事業の補助上限額の全部又は一部は、他の補助対象事業の補助上限額に割り当てることができるものとする。
- 4 各地域行事に係る補助上限額の全部又は一部は、他の地域行事の補助上限額に割り当てることができるものとする。
- 5 この表に定める地域行事以外の地域行事を実施する場合は、当該地域行事に地域行事開催事業の補助上限額（備考第 2 項及び備考第 3 項の規定による補助上限額の割当があった場合にあっては、当該割当て後の額）の全部又は一部を割り当て得ることができるものとする。

様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

茨木市地域行事開催等事業補助金交付申請書

茨木市地域行事開催等事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

（内訳）

(1) 地域行事開催事業 円

(2) 地域情報発信事業 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第 2 号（第 6 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名 様

茨木市地域行事開催等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市地域行事開催等事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長 印

様式第 3 号（第 7 関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名 ⑩

茨木市地域行事開催等事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市地域
行事開催等事業補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業及び金額
- 請求金額 円
- (内訳)
- (1) 地域行事開催事業 円
- (2) 地域情報発信事業 円

様式第 4 号（第 7 関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

印

茨木市地域行事開催等事業補助金概算払交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市
地域行事開催等事業補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業及び金額（概算額）
請求金額 円
- (内訳)
- (1) 地域行事開催事業 円
- (2) 地域情報発信事業 円
- 2 概算払いを必要とする理由

様式第 5 号（第 9 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

茨木市地域行事開催等事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市地域行事開催等事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第 6 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名 様

茨木市地域行事開催等事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市地域行事開催等事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交 付 決 定 額	円
変 更 増 減 額	円
変更交付決定額	円

年 月 日

茨木市長



様式第 7 号（第10関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

茨木市地域行事開催等事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた
事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

- (1) 地域行事開催事業
- (2) 地域情報発信事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金返還額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

様式第 8 号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

様

茨木市地域行事開催等事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市地域行事開催等事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

